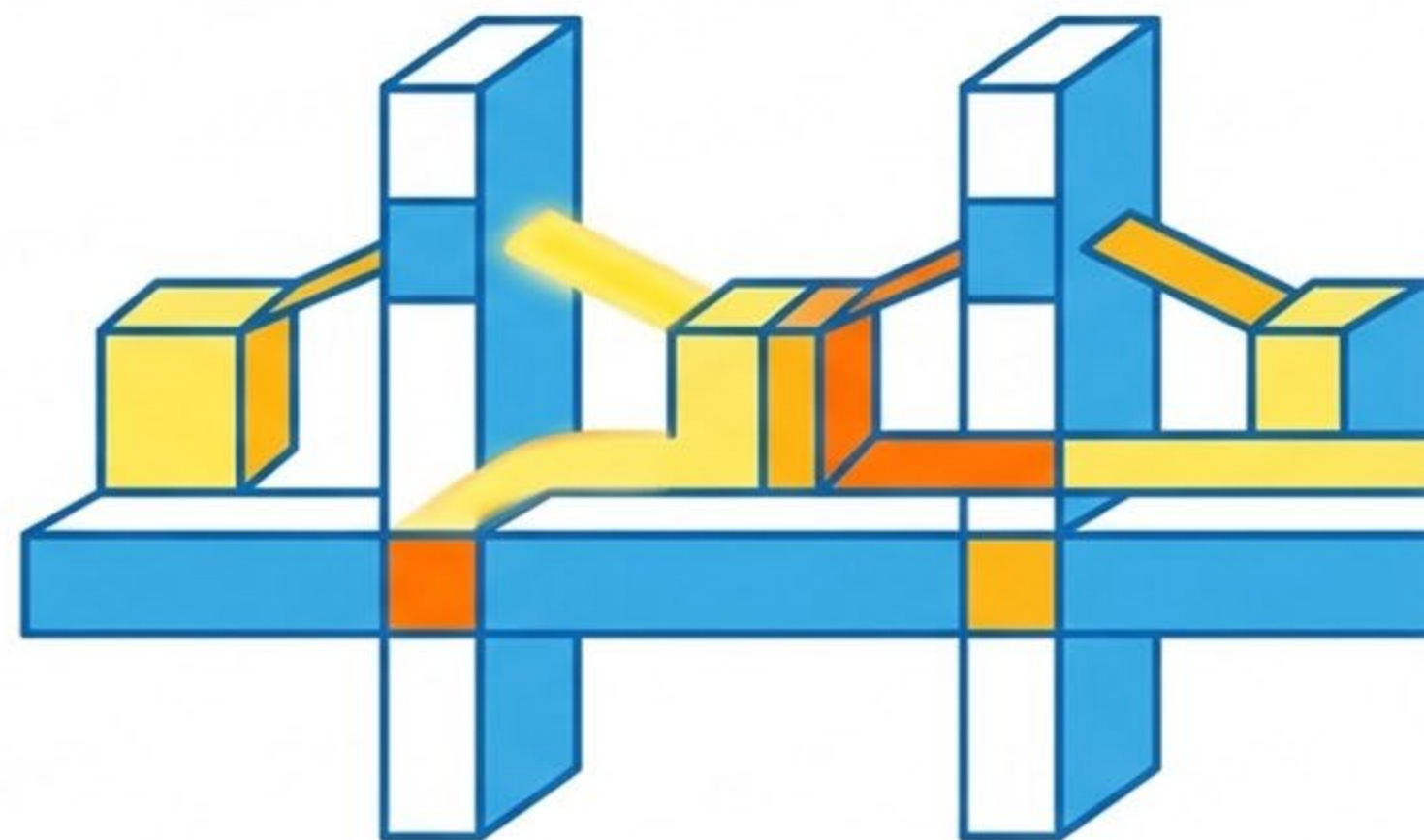


川崎市社会福祉協議会 労働組合 活用ガイド

川崎の福祉を支えるあなたへ。
一番近い「味方」からのご案内



川崎市社会福祉協議会 労働組合

労働組合は、あなたの「働く環境のインフラ」です



会社（社協）と対立することが目的ではありません。

「職員が安心して働けるからこそ、最高の福祉サービスが提供できる」。この当たり前の環境を維持するための組織です。



【心理的安全性のお約束】

組合への相談内容は、職場の上司や同僚に漏れることは一切ありません。組織から独立した「あなたのための窓口」です。

現在、法人が直面している経営・組織的な課題

今、組織は大きな変化の中にあります。私たちは以下の課題を客観的な事実として捉え、健全化を働きかけています。



ガバナンスと財務の透明性

資産運用や契約手続きにおける透明性の確保。将来の退職給付引当金や人件費予算への影響の明確化。



職場環境と人事の公平性

外部有識者（弁護士等）を含む第三者調査委員会が介入する、客観的なハラスメント防止ルール確立。



対話の場の確保

現場のリアルな声を組織運営に反映させるための、風通しの良い公式ルート維持。

課題解決に向けた、私たちの具体的なアクション



1. 声を聴く

職員向け「ミニサロン（交流会）」の主催や、常務理事からの直接説明会のセッティング（2026年4月実施）。



2. 当局へ提案・要求



経営層への申入書提出（2026年3月）。組織経営検討会等への「職員代表の参画」や情報公開を要求。



3. 環境の改善

これまでの実績として、諸手当の新設・増額、夏季休暇の取得推進など、労働条件の改善。



私たち自身も「存続の危機」にあります

現在、執行委員のなり手が不足しています。このままでは、皆さんの声を当局に届ける「公式な場」そのものが失われる可能性があります。



経営判断に対する「チェック機能」を強化し、透明性の高い社協へと変革していくためには、共に声を上げる仲間が必要です。

組合費は「コスト」ではなく「職場の保険・投資」です

毎月の組合費に負担を感じるかもしれませんが、
しかし、私たちはそれ以上の確実なリターンを
目指しています。



組合費

正規職員 2,500円/月

職務限定職員、嘱託職員 1,800円/月

納入方法は給与天引き（チェックオフ）です。

投資：生涯年収の増加

継続的な賃上げ交渉の実施。
川崎市の給与表に準拠するよう要求して
おり、長期的な年収増に直結します。



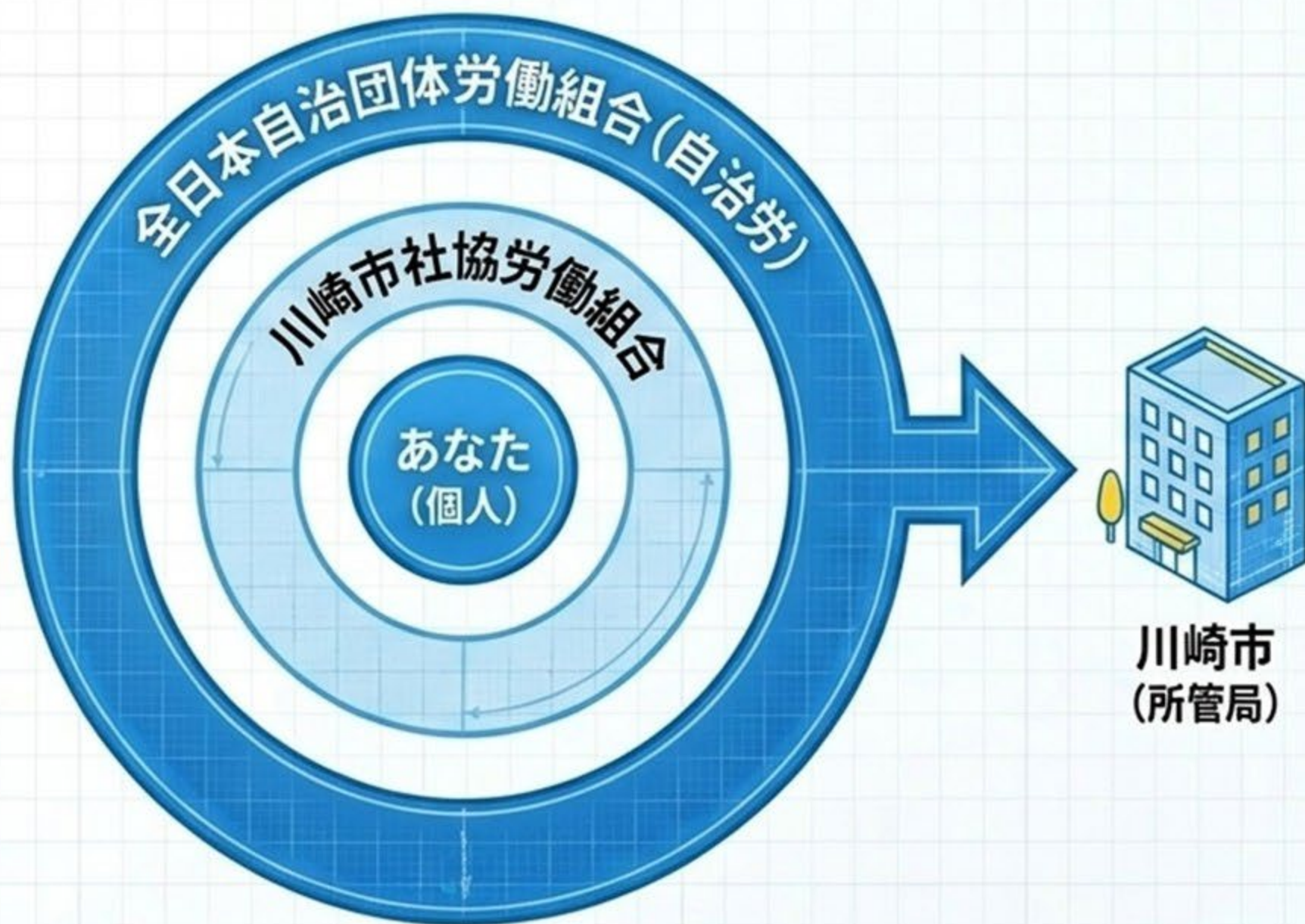
保険：法的保護の盾

トラブル時の対応。
労働組合法に基づく強固な「法的保護」により、
理不尽な扱いハラスメントからあなたを守ります。



全国組織「自治労地労」に加入している最大の強み

当組合は単独の組織ではありません。強大な上部団体に属しているからこそ、本質的な交渉が可能です。



【強力な交渉力】



市社協の問題を、直接「川崎市(所管局)」へ働きかけることができ、組織改革への圧力を高められます。

【専門性とバックアップ】



全国規模のデータ、交渉ノウハウ、法的支援をフル活用し、複雑な経営課題や人事問題に対抗します。

組合費をカバーできる充実の「共済・福利厚生」



全労済（自治労共済）

一般の保険より割安な自動車・火災・生命共済等に参加可能。保険料の節約分だけで、組合費の元が取れるケースが多数あります。



中央労働金庫（ろうきん）

組合員限定の有利な金利でのローン利用や、財形貯蓄による確実な資産形成をサポート。



独自の慶弔・助成金

出産祝金（10,000円）、入院見舞金（5,000円）、親睦活動助成金（ボランティアや旅行等に最大20,000円助成）。

部署を超えた交流と学習の場

学習会



働き方の改善やハラスメント防止等に関する勉強会を開催しています。

組合サロン・交流イベント



気軽に集まれるサロンや、季節ごとのイベントで、他部署の職員と親睦を深められます。

よくあるご質問にお答えします

Q: 組合活動が忙しそうで不安です…

A: 基本的な運営は役員が行います。参加できる時、無理のない範囲で大丈夫です。(※役員や執行委員として活動する際は、1回3,000円の手当支給などのサポートもあります)。

Q: 組合に入ると、会社から目を付けられませんか？

A: 全くの逆です。労働組合法により、組合員であることを理由とした不利益な扱いは厳格に禁じられています。加入することで、むしろ「法的に守られる側」に入ることになります。心理的安全性と秘密は固く守られます。

まずは、つながりましょう。各種窓口のご案内

ご質問、ご相談、加入のお手続きは以下の二次元コードからお願いします。
用途が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

【組合ホームページ】

活動報告や情報発信はこちらから



【ご相談・お問い合わせ】

ご相談、お問い合わせは、準組合員、
非組合員の方も可能です。



メールアドレス

【加入申し込みフォーム】

ぜひ加入をご検討ください。

